

青木南地区まちづくり協定の届出について

<届出が必要な行為>

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

<届出の時期>

- ・行為の着手の30日前まで(建築確認申請の前)にお願いします

<届出の方法>

- ・原則電子申請(「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」)でお願いします。
ポータル: <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
 - ▶ポータルから手続き一覧(事業者向け)又は手続き一覧(個人向け)から「青木南地区」で検索してください。
- ・「まちづくり協定に関する届出の電子申請」(神戸市 HP)に記載のとおり手続きをしてください
 - ▶神戸市 HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)
HP トップページ上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定に関する届出の電子申請」を入力してサイトを指定してください。
- ・電子申請フォームへの入力により「まちづくり協定に係る区域内における行為の届出・変更届書」の提出を省略できます。

<届出に必要な書類等> :裏面参照

- ・市に提出する書類は「まちづくり協定の届出各種様式集」(神戸市 HP)から書式をダウンロードしてください。
HP トップページ上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定の届出各種様式集」を入力してサイトを指定してください。

<地域への説明>

- ・次に該当する物件の届出について、青木南地区まちづくり協議会に対し、届出者または代理者より物件内容の説明をお願いします。

- ① 戸建て専用住宅を含むすべての建築物
- ② 500㎡以上の土地の区画形質の変更又は用途変更

- ・青木南地区まちづくり協議会の開催日:毎月第2日曜日 13:30~

サンシャインワープ神戸 2F コミュニティホールにて(住所:東灘区青木 1-2-34)

※協議会の日時は変更となる場合があります。詳細は協議会に直接お問い合わせください。

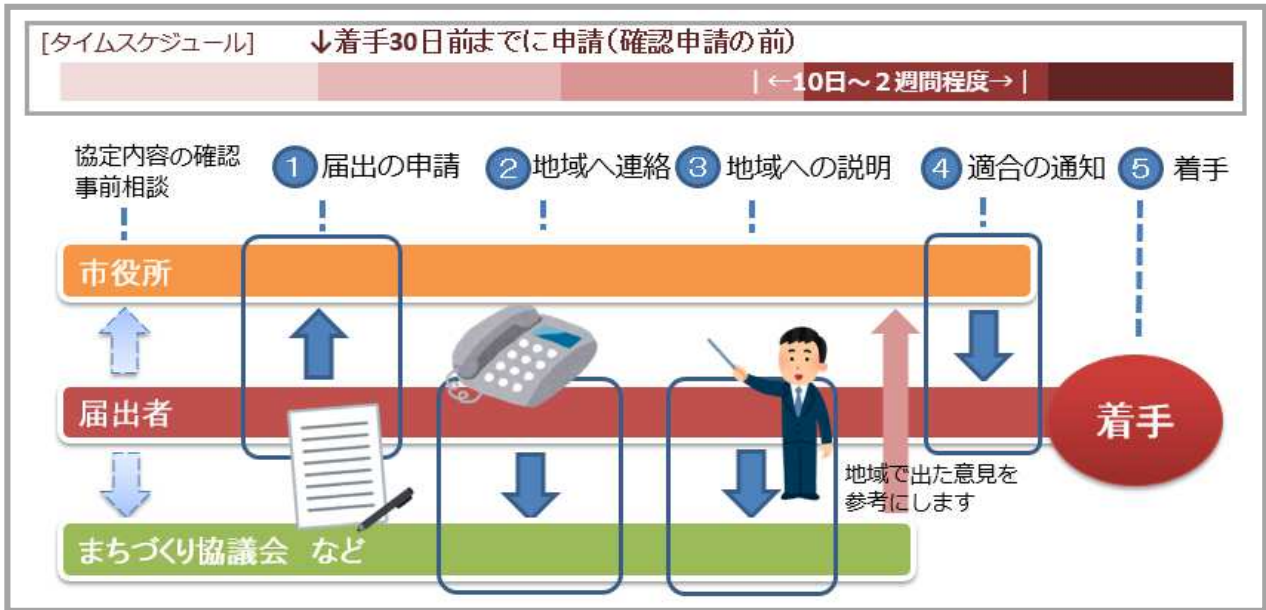
- ・まちづくり協議会への説明が遅れると、「適合(不適合)通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

- ・協議会の7日前までに連絡してください。
- ・協議会への届出等の詳細については
「青木南地区まちづくり協議会」に直接問い合わせてください。
※連絡先については、届出時にお知らせします。

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を発行します。
- ・建築確認申請に、「適合通知書」の添付等の必要はありません。
(建築確認申請は「適合通知書」の受領前でも提出可能です)
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書」の写しが必要です。

<届出手続きの流れ>



[届出に必要な書類等]

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出)	青木南地区 まちづくり協議会 (説明資料)
届出に必要な書類等 (電子申請の場合)	※行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出 書を提出したとみなします) ・行為の概要書(様式は神戸市の HP から ダウンロードできます) ・図 面(添付図面一覧参照) ・現況写真	・行為の概要書(神戸市様式) ・図 面(添付図面一覧参照) ・現況写真
部数	-	まちづくり協議会に 問い合わせください
備考	-	概要書、図面における個人情報等は、届出 者でご判断いただいた上、ご用意ください。

[添付図面一覧]

行為の種類	必要図面
建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図(2面以上) ⑤外構図(配置図と兼用でも可)
土地の区画形質又は用途の変更	①位置図 ②区域図(当該行為を行う土地の区域なら びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表 示したもの) ③設計図
木竹の伐採	①位置図 ②配置図 ③平面図